

★LGBT等のパートナー同士の県営住宅 への入居申込みを受付開始します★

令和3年5月定時募集から、兵庫県内のパートナーシップ宣誓制度導入市町においてパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた（予定も可）方については、婚姻関係にある者とみなし、当該制度を導入している市町内にある県営住宅への入居申込みを受け付けることとします。

申込資格

- ・ 兵庫県営住宅入居申込案内書に記載する申込資格に加え、兵庫県内のパートナーシップ宣誓制度導入市町においてパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受け、資格審査時に当該受領証等を提出できる方。

※ パートナーシップ宣誓予定の方等で、資格審査時に当該受領証等を提出できない場合は、宣誓予定の市町を所管する各管理事務所までお問い合わせのうえ、各管理事務所の指示に従ってください。

- 例：・ 宣誓予定の市町内にある県営住宅へ入居した後でないと当該受領証等を交付してもらえない場合
・ パートナーシップ宣誓時に県営住宅への入居が認められていることを証明する書類を提出する必要がある場合等。

このような場合は、各管理事務所の指示に従い、当該受領証等を入手次第速やかに各管理事務所まで提出していただくこととなります。なお、当該受領証等が提出されない等、パートナーシップ宣誓が認められていないと判断した場合は入居許可を取り消します。

その他留意点等

- ・ 兵庫県外に居住している方においても、パートナー同士の合計年齢が80歳未満かつ上記申込資格を満たしていれば、申込は可能です。
ただし、申込みできる住宅は、毎月の住宅一覧表の備考欄に「県外可」と記載している住宅となります。
- ・ 兵庫県営住宅入居申込案内書に記載する要件を満たしていれば、①裁量階層世帯となるほか、②住宅一覧表の優先取扱欄に要件を満たす優先枠の表示がある住宅へ申込みことができます。
- ・ 同居者の申込書内「続柄」欄には、【パートナー】と記入してください。
- ・ 申込書内「性別」欄は、原則、戸籍上の性別を選んで○を付けていただいておりますが、選んで○を付けていただかなくても結構です。